

総会

配布：一般

2015年5月21日

原文：英語

人権理事会

第23特別会期

2015年4月1日

人権理事会により採択された決議

S-23/1

テロリスト集団ボコ・ハラムにより犯された残虐行為および影響を受けた国家における人権へのその影響

人権理事会は、

国際連合憲章の目的および原則に基づき、

世界人権宣言およびその他の関連する国際人権文書を想起し、

全ての国家が、自らが当事国である憲章、世界人権宣言、国際人権規約およびその他の関連する国際人権文書に記されている人権および基本的自由を促進しまた保護する責任を有していることを再確認し、

2006年3月15日の総会決議60/251に規定された人権理事会の職務権限を想起し、

1987年12月7日の42/159、1991年12月9日の46/51、1994年12月9日の49/60、2006年9月8日の60/288、2013年12月16日の68/119、2013年12月18日の68/178、そして2014年12月18日の69/127の諸決議を含む、国際的なテロリズムを根絶するための措置に関する総会

により採択された全ての決議の重要性を強調し、

人権およびテロリズムに関する人権委員会の従前の諸決議並びに人権および基本的自由の促進並びに保護に関する人権理事会の諸決議それと同時にテロ対策および人権並びにテロリストによる人質拘束に関する問題についての 2011 年 9 月 29 日の決議 18/10 を想起し、

1999 年 10 月 19 日の 1269 (1999)、2001 年 9 月 12 日の 1368 (2001)、2001 年 9 月 28 日の 1373 (2001)、そして 2014 年 1 月 27 日の 2133 (2014) の安全保障理事会諸決議、1999 年 7 月 14 日にアフリカ統一機構により採択されたテロリズムの予防と対策に関する条約、2013 年 5 月の、アフリカ統一機構／アフリカ連合の 50 周年の機会に採択された厳粛な宣言、そして 2014 年 5 月 23 日のアフリカ連合平和安全保障理事会により採択されたボコ・ハラムに関する決定もまた想起し、

安全保障理事会議長により、2014 年 8 月 27 日に行われた S/PRST/2014/17 および 2015 年 1 月 19 日に行われた S/PRST/2015/4 の諸声明を更に想起し、

国家元首および政府の長のアフリカ連合総会の第 24 回通常会期の 2015 年 1 月 31 日に採択された、ボコ・ハラムに関するアフリカ連合の宣言を歓迎し、

ニアメにおける 2015 年 1 月 20 日の、ボコ・ハラムに関する外相および防衛相会合の結論もまた歓迎し、

2015 年 2 月 16 日の、テロリスト集団ボコ・ハラムに対する闘いに関する、中部アフリカにおける平和安全保障理事会の理事国のヤウンデ宣言を更に歓迎し、

テロリズムとテロリズムに資する条件を効果的に予防しまた対抗するための国際的な、地域的なそして準地域的な協力を、関係国の国家能力を強化することを含んで、強化する必要性を想起し、

全ての者のための人権の促進と保護および法の支配が、テロリズムに対する闘いに欠くことができないものであることもまた再確認し、そして効果的なテロ対策措置および人権の保護は、相容れない目標ではなく、補完的でありまた相互に強化し合うものであることを認識し、

テロリストによる誘拐および人質拘束の出来事の増加が続いていることそして人権の実現と享受へのその影響に懸念を表明し、

ボコ・ハラムの活動が、ナイジェリアの北東部分のおよび北部カメルーンのチャド湖流域の近隣地区の、チャドおよびニジェールの最東部の住民の社会経済的生活を著しく崩壊させていることに深い懸念をもって留意し、

地域全体の平和、安全および安定を危うくしている、ボコ・ハラムの凶悪なテロ行為を強く非難し、

テロリズムはいかなる宗教、民族、文明または種族的集団と関連づけることはできずまた関連づけるべきではないことを再確認し、

子ども、女子生徒、女性、少数の宗教的や種族的集団、教育機関、市場、公共交通を含む、文民を標的とすること、並びに子どもの勧誘と使用、性的およびジェンダーに基づく暴力、公的や私的な財産の破壊や没収、そして子どもや女性の自爆者を含む、未成年の使用や女性の自爆者の強制的な勧誘に関係するものを含む、ボコ・ハラムと呼ばれるテロ組織により犯された継続した残虐行為および国際人権法の侵害並びに国際人道法の違反を深く懸念し、

これらのテロ行為を犯すことにより、ボコ・ハラムが人権を重大に侵害しそして国際人道法に違反し、これらの攻撃がおきている地区における人権と基本的自由の完全な享受を徹底的に妨げていることを強調し、

その運命がまだ分からない、ナイジェリアのチボク州にあるチボクの町の学校から 200 人以上の少女の、2014 年 4 月 14 日の、ボコ・ハラムによる卑劣な拉致、並びにその他のその後の拉致を強く非難しそしてまた拒絶し、そして女子高生とその他の拉致された者の即時且つ無条件の解放を要求しまたその家族に対する連帯を表明し、

ボコ・ハラムのテロ活動の苦難に苦しんでいるナイジェリア、カメルーン、チャドおよびニジ

ェールの人々との連帯を表明し、そしてそのようなテロ行為に対応するナイジェリア、カメルーン、チャド、ニジェールおよびベナンの各政府の取組に留意し、

ボコ・ハラムにより与えられた脅威に対処するため、アフリカ連合によりまた西アフリカ諸国経済共同体、中部アフリカ諸国経済共同体およびチャド湖流域委員会のような準地域的機構により、果たされた主導的役割を歓迎し、そしてボコ・ハラムと呼ばれるテロ組織と闘う彼らの目的に対する支援を表明し、

ナイジェリア、カメルーン、チャド、ニジェールおよびベナンにおける大多数の避難民および難民に深い懸念を宣言し、

1. テロ集団ボコ・ハラムにより行われた国際人権法の大規模な侵害および国際人道法の違反を最も強い文言で非難する。

2. ボコ・ハラムに支援や資源を提供している者に対し、国際人権法並びに総会、安全保障理事会、アフリカ連合、西アフリカ諸国経済共同体およびチャド湖流域委員会により採択された関連決議や決定に反するそのような支援に対し直ちに終止符を打つことを求める。

3. 全ての当事国に対し、テロ行為に対しなんらかの合法性を与えないことを促す。

4. 資金調達のための全ての可能な源を監視しそして干上がらせるためボコ・ハラムのテロ活動により影響を受けた国家との国際社会の共同作業を増加することを求める。

5. テロリズムに対する闘いにおいてアフリカ諸国に対し数か国により提供された援助を歓迎し、そして国際社会に対し、カメルーン、チャド、ニジェール、ナイジェリアおよびテロリスト集団ボコ・ハラムの行動により影響を受けたその他の国家に対し、その要請に基づいてまたそれぞれの政府と緊密に協力して、より積極的なまた多面的な支援を提供することを求める。

6. 国家および国際社会に対し、ナイジェリア、チャド、カメルーン、ニジェールおよびベナンからの部隊を含む、アフリカ連合により設立された多国籍合同機動部隊の展開に対して、技術支

援を当該機動部隊に提供することにより、適切な場合には同機動部隊を支援することを更に求める。

7. テロリスト集団ボコ・ハラムにより犯された凶悪な犯罪の実行者が、文民を対象とした攻撃を含む、人権侵害および国際人道法違反に責任を有する者が、責任を問われることを確保するため、影響を受けた国の権限ある裁判所に持ち出されることを求める。

8. 国家に対し、さらなる協力そして関連する国際条約および決議の完全実施を通して、テロリズムと闘う一方で人権を保護することを求め、またテロリズムに対する地球規模の対応を強化するため国の、準地域の、地域のそして国際的なレベルでの調整を強化する必要性を強調する。

9. 国際連合人権高等弁務官事務所に対し、人権違反および侵害に並びに当該行為により影響を受けた国家におけるテロリスト集団ボコ・ハラムにより犯された残虐行為に関する報告を準備するため、影響を受けた国家からそして同国と緊密に協力や協議して、説明責任に向けた見解と共に、情報を収集すること、また人権理事会の第 29 会期に開催されることになっている、双方向対話の一部としての、口頭による最新情報を提供することそしてその第 30 会期での審議のための報告書を提出することを要請する。

第二回会合

2015 年 4 月 1 日

[投票無しで採択]